

社会保険等未加入業者との下請契約原則禁止の試行実施について

社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入対策として、下記のとおり試行実施することとしましたのでお知らせします。

なお、下記の取扱いについて試行実施期間中に罰則等はありませんが、適切な労働環境確保のため、社会保険等への適切な加入を行ってください。

1 試行実施の概要

- (1) 行田市発注の建設工事において、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む）とすることを**原則禁止**します。
- (2) 受注者は、社会保険等未加入業者であっても、以下に該当する場合は下請負人として認められます。

① 一次下請業者

工事施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合。

ただし、発注者の指定する期間内に社会保険等に参加し、確認書類を提出しなければならない。

② 二次以下の下請業者

工事施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合。

または、発注者の指定する期間内に社会保険等に参加し、確認書類を提出する場合。

※社会保険等への加入が適用除外の者は対象外とします。

2 今後の方針について

平成30年度中に上記取扱いについて、本格実施への移行を予定しています。

3 適用時期

平成30年4月1日以後に契約締結をする建設工事から試行的に適用します。

【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課 契約担当

電話：048-556-1111（内線 213・214）